

平成27年度

社会福祉法人幕別町社会福祉協議会 事業計画

—— 第3・4期「地域福祉実践計画」(平成24年度～平成31年度) ——

【基本目標】 『ともに支えあう、安心・安全・福祉のまちづくり』

【スローガン】 ～地域に理解される社協づくりを目指して～



【幕別社協のキャラクター物語り】

- 天使のマコちゃんとひつじのモコちゃんは大の仲良し。
- マコちゃんはいつも空から幕別町を見守っています。
- 地域の皆さんに何か困ったことがあればすぐに駆けつけて、マコちゃんとモコちゃんが力を合わせ地域の困りごとを解決します！

I 基本方針

近年、社会経済情勢の変化に伴う雇用環境の厳しさと、生活様式や家族形態の変化等によって、地域や家庭の状況は大きく変容し、地域のつながりと人間関係の希薄化が進んでいます。そのため、生活困窮や社会的孤立をはじめ、高齢者や障がい者の権利擁護の問題など、地域住民の福祉問題や生活課題はますます多様化してきており、地域福祉の推進を図ることを目的として事業展開している社会福祉協議会の役割は、今まで以上に重要になってきています。

このような状況のもと、平成27年度は、本会の公益事業として「幕別町成年後見支援センター（仮称）」の開設に着手し、判断能力に不安のある方の日常生活や財産管理等に関する相談事業に取り組むとともに、幕別町地域包括支援センターと連携を図りながら、日常生活自立支援事業から法的な権限を持った成年後見制度まで、一連したサービス提供が可能となる権利擁護システムの推進を目指します。

介護サービス事業においては、本年4月からの介護保険制度改正による予防給付の見直しや介護報酬の引き下げ等に対応するため、通所介護事業の利用実績に合わせてデイサービスセンターの定員を28名から25名に変更し、事業の効率化と安定化を進めるとともに、利用者本位で信頼される質の高いサービスの提供に努めます。

さらには、本年3月に幕別町が策定した「第2期幕別町地域福祉計画」(平成27年度～31年度)との整合性を図るため、実施計画について見直しと追加を行った「第3・4期地域福祉実践計画」(平成24年度～31年度)に基づき、地域住民をはじめ社会福祉事業関係者との幅広い連携・協働を一層強化しながら、地域福祉活動の推進を図ります。

II 重点推進項目

- 1 地域に理解される社協づくりの推進(基本計画4-1)
 - ◇地域ふれあい用具貸出事業による地域交流活動の支援
- 2 健全な財務運営と財源の安定的確保(基本計画4-3)
 - ◇会員会費制度の理解促進と加入率向上の推進
 - ◇中長期的な財政計画の検討と公費財源のルール化
- 3 要援護者やその家族への日常生活支援体制の整備(基本計画2-1)
 - ◇判断能力に不安のある方を支援する日常生活自立支援事業の推進
 - ◇成年後見制度における法人後見の受任に向けた体制整備
- 4 総合相談機能強化による潜在的ニーズ把握と対応(基本計画2-4)
 - ◇関係機関と連携した総合的な相談・支援体制の充実

III 平成27年度事業計画

【1】法人運営事業 【37,436千円】

1 会務の運営

会務の適正な運営と事務局機能の充実・強化を図ります。

- (1) 理事会 (年4回)
- (2) 評議員会 (年2回)
- (3) 会長・副会長会議 (年4～6回)
- (4) 理事会専門部会「総務部会・事業部会」(随時)
- (5) 生活福祉資金等貸付調査委員会 (随時)
- (6) 本所・支所の情報共有システムの強化 (通年)
- (7) 職員定例会議 (年3～4回)

2 監事による監査

社会福祉法人の適正な運営にあたり、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査します。

- (1) 定期監査 (四半期ごとに年4回)

3 社会福祉法人新会計基準への移行

社会福祉法人新会計基準に対応するため、財務会計ソフトの更新と経理規程の全面改正を行い、事業の効率性と法人運営の透明性の向上を推進します。

- (1) 【新規】社会福祉法人新会計基準を適用した会計処理 (4月以降)
- (2) 【新規】ホームページによる財務諸表等の公表 (6月)
- (3) 【新規】会計専門家による外部監査の導入 (4月以降)

4 役員・職員研修の推進

外部講師を招いての職員研修会、役員視察研修、北海道社会福祉協議会が主催する各種研修会等への参加を推進し、役員及び職員の資質の向上に努めます。

- (1) 役員研修の実施（年3回）
- (2) 職員研修の実施（随時）

5 事業財源の確保

社協の財源は、町からの人件費補助と事業受託金のほか、社協会費、寄附金、共同募金助成金等によって支えられており、地域に密着した事業活動の展開と社協会員の加入促進等によって安定した事業財源の確保を図ります。

- (1) 会員会費制度等の理解促進と加入率向上の推進（随時・7月を募集月間）
- (2) 福祉基金、介護保険事業経営安定化基金の計画的運用（随時）
- (3) 事業の効果測定と公費財源のルール化（随時）

6 広報・啓発活動の推進

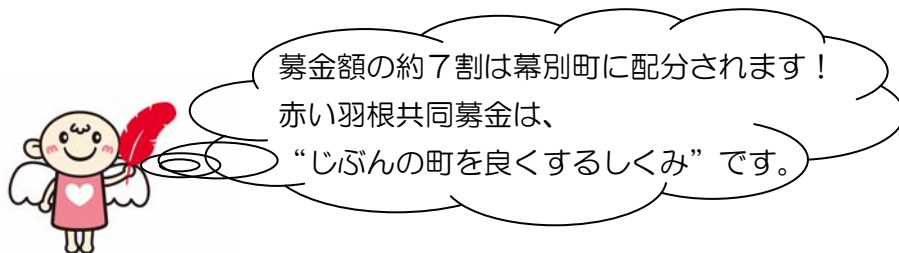
広報・啓発活動の充実強化に努め、地域に理解される社協づくりを推進します。

- (1) 社協だより・ボランティアだよりの内容充実（随時）
- (2) ホームページ（新着情報、ブログ）によるリアルタイム情報の配信（随時）
- (3) 広報委員会（職員、外部委員）による法人広報機能の充実強化（年間）
- (4) イメージキャラクターの活用による親しみやすさと社協認知度の向上（随時）

7 共同募金運動（幕別町共同募金委員会）への協力

共同募金助成金は、地域福祉事業の有効な財源となることから、幕別町共同募金委員会と連携を図りながら募金制度の啓蒙普及に努めます。

- (1) 共同募金・歳末助け合い募金への協力（10～12月）
- (2) 市町村地域助成金の配分（年間）
- (3) 歳末見舞金の配分（12月）
- (4) 在宅福祉サービス事業「特別除雪サービス・特別訪問給食サービス・ほほえみサポート」の実施（12～3月）



マコちゃん

【2】地域福祉事業 【13,684千円】

地域に住む誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して充実した生活を送ることができるよう、社協会費、寄附金、共同募金助成金等を財源として地域福祉事業を実施します。

1. 地域福祉活動支援事業

福祉団体の活動を支援するため、団体助成金を交付します。

2. 介護用品等給付事業（町受託事業と共同）

町の事業と共同して、重度の要介護者が在宅する家庭に対し、介護用品（紙おむつ等）購入費の一部助成を行います。

3. 在宅介護者の集い事業（町受託事業と共同）

町の事業と共同して、自宅で家族を介護している方を対象に、日帰りバス旅行による悩み事相談、情報交換、親睦交流等の支援を行います。（年2回）

4. こども夏まつり支援事業

忠類保育所で開催される夏まつり花火大会や盆踊り、模擬店等の地域交流事業への助成を行います。

5. 忠類ふれあいもちつき大会

共同募金運動の一環として、ふれあいセンター福寿において、餅つき体験や不用品オークション、ボランティアによる芸能発表等の地域交流事業を行います。

6. 福祉教育育成事業

町内の小学校（9校）、中学校（5校）、高校（2校）で行われる福祉教育及びボランティア活動に対し、助成金を交付します。

7. 社協会長杯ゲートボール大会

参加者の相互理解と連携を深めるとともに、地域福祉の推進を図ることを目的として、社協会長杯ゲートボール大会を開催します。

8. 老人クラブ新年会お祝い

単位クラブで開催される新年会に、会長、副会長が出席しお祝いを贈ります。

9. 社会福祉大会

社会福祉の発展に貢献された方々を表彰し、福祉についての理解を深めるとともに、社会福祉活動の更なる普及促進を目的として、社会福祉大会を開催します。

10. 社協だより・ボランティアだよりの発行

社協の活動内容及び福祉情報を地域住民に提供し、地域福祉活動を啓発するため、社協だより・ボランティアだよりを発行します。（年4回）

11. 福祉金庫貸付事業

低所得世帯に対して応急的な資金の貸付を行います。

12. 福祉団体等が実施する事業への協力

町が実施する「戦没者追悼式」、障害者団体連絡協議会が実施する「スポーツ・レクリエーション」、老人クラブ連合会が実施する「シルバーふれ愛まつり」、ふ

れあい広場実行委員会が実施する「ふれあい広場」の開催等に協力します。

13. ふれあい出前講座の実施

各種団体やグループの要望に応じて本会職員が地域に出向き、社協の事業内容、ボランティア活動紹介、介護保険サービスの利用方法、介護予防健康体操、共同募金の仕組み等について説明し、地域に理解される社協づくりに努めます。

14. 【新規】ボランティアセンター活動推進事業

ボランティアコーディネーターによる相談対応、ボランティア派遣要望の受付・調整、ボランティア交流研修会の開催などを行い、ボランティアに関心のある方の情報交換や交流の場としてボランティアルーム（仮称）を開設するほか、介護ボランティア活動（介護予防ポイント制度）の支援に取り組みます。

15. 【新規】地域ふれあいサロン支援事業

地域サロンの運営を支援するため、ふれあいサロン研修会の開催、ふまねっとサポーターの派遣、サロン保険料の負担に加え、新たな支援として、利用人数に応じた活動助成金を交付します。

16. 【新規】地域ふれあい用具等貸出事業

公区や福祉団体が行う各種行事や交流活動を支援するため、従来のレクリエーション用具と車いすの貸出しに加え、イベント用品として、餅つきセット、綿菓子機、かき氷機、ポップコーン機等の貸出しを行います。

17. 【新規】幕別町成年後見支援センター（仮称）の開設

幕別町成年後見支援センター（仮称）を開設し、次の事業を行います。

（1）総合相談事業（社協事業）

福祉制度・福祉サービスの情報提供、認知症や知的・精神障がい等による日常生活上の相談対応、生活困窮者への応急資金（福祉金庫）の貸付、生活福祉資金貸付事業（道社協事業）の相談支援、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等関係機関へのつなぎ等

（2）後見実施機関業務（町委託事業）

成年後見制度の普及・啓発と相談対応、家庭裁判所への申立手続の支援、市民後見人フォローアップ研修、後見実施機関運営協議会の運営等

（3）日常生活自立支援事業（道社協委託事業）

判断能力に不安のある方の福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等

（4）法人後見事業（社協事業）

法定後見（補助・保佐・後見）の受任による本人の身上監護（生活、療養看護に関する事務）、財産管理（預貯金の管理・払い戻し、年金等の受領）、法人後見運営委員会の設置等



モコちゃん

【3】法人直営事業 【110,026千円】

1. 介護保険事業

(1) ケアプランセンター事業

介護支援専門員（ケアマネージャー）が、介護保険認定者の意向に基づく介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、利用者が生活環境に応じて必要なサービスを受けられるようサービス提供事業所との連絡調整などを行います。

(2) デイサービスセンター事業

利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、食事や入浴、機能訓練等の通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを提供します。

2. 高齢者就労センター事業

高齢者就労センターに登録する会員が、自らの経験と能力を活かし、働くことの中から生きがいを求めることができるよう、街路樹の剪定や草取り、公園の清掃、歩道の除雪、農作業や一般家庭の庭木剪定、草刈等の就労の場を提供します。

【4】町からの委託事業 【33,708千円】

町からの委託事業として、各種在宅福祉サービス事業を実施します。

1. 高齢者食の自立支援サービス事業

食事の調理が困難なひとり暮らしの高齢者等の方に、栄養バランスのとれた食事を配達するとともに、利用者の安否確認を行います。

2. 外出支援（移送）サービス事業

外出が困難な高齢者等の方に、自宅から医療機関や買い物等の目的地まで、リフト付きワゴン車等による移送サービスを行います。（2か月に5回まで）

3. 布団洗濯乾燥サービス事業

身体的、環境的に布団洗濯乾燥が困難な方に、布団や毛布等の洗濯・乾燥サービスを行います。（洗濯は年4枚、乾燥は年16枚まで）

4. 軽度生活援助事業

軽易な日常生活の支援を必要とする方に、掃除、洗濯、買い物、調理等の家事援助サービスを行います。（週1回、2時間以内）

5. 生きがい活動支援通所事業

家に閉じこもりがちな方を対象に、近隣の公共施設において健康体操や趣味活動等を行う場を提供し、地域との連携によって高齢者の社会参加を促進します。

(1) いきいきエンジョイ教室（近隣センター等9箇所）

健康体操、日常動作訓練、工芸等の趣味活動（定員20人、2週間に1回）

(2) 陶芸教室（幕別町保健福祉センター）

初心者等を対象とした陶芸教室（定員12人、隔週で週2回）

(3) 昼食交流会（忠類ふれあいセンター福寿）

ボランティアの調理による昼食会とゲーム等による参加者の交流会（定員 40 人、4月～12月まで月1回）

(4) バス遠足（忠類地区）

日帰りのバス旅行による地域の子どもたちとの交流（定員 40 人、年 2 回）

6. 高齢者在宅介護支援事業

(1) 介護用品等給付事業

重度の要介護者が在宅する家庭に対し、介護用品（紙おむつ等）購入費の一部助成を行います。

(2) 在宅介護者の集い事業

自宅で家族を介護している方を対象に、日帰りバス旅行による悩み事相談や情報交換等の親睦交流事業を行います。（年 2 回）

(3) 高齢者在宅訪問サービス事業（お元気ですか訪問）

一人暮らしの高齢者宅を訪問し、安否確認を行うとともに日常会話を交わし、孤独感の解消を図ります。（2週間に1回）

(4) 老人福祉センター送迎バスの添乗

老人福祉センターの送迎用バスに添乗し、利用者の乗降等の確認をします。（4路線・月2回）

7. 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

「道営とかち野団地高齢者世話付住宅」（シルバーハウジング）に生活援助員を配置して、入居者の生活指導や相談業務等を行います。（対象 15 世帯）

8. 包括的支援事業窓口業務（ケアプランセンター）

幕別町地域包括支援センターの協力機関として、高齢者の方々の様々な悩み事の相談を受けるとともに、要支援や要介護状態になることを防ぐため、介護予防ケアプランを作成するなど、介護、福祉、医療などの総合的な支援を行います。

9. 特定高齢者実体把握事業（ケアプランセンター）

幕別町地域包括支援センターの協力機関として、町が指定した対象者の心身の状態を把握し、その結果を町に報告します。

10. 【新規】介護予防ポイント事業

事前研修を受講した 65 歳以上の高齢者が、町の指定する介護保険施設でボランティア活動を行った際に、介護予防ポイント手帳にポイントを記録し、申請によって交付金を交付します。

11. 【新規】成年後見実施機関業務

町において設置する後見実施機関の運營業務を法人後見として受任し、成年後見制度に関する周知活動、本人や関係者の相談対応、申立手続の支援、市民後見人フォローアップ研修、成年後見運営協議会の運営等を行います。



マコちゃん